

「川崎大師引声念仏・双盤念仏」の川崎市重要習俗技芸の指定について

川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）第2条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり、川崎市重要習俗技芸を指定する。

川崎市重要習俗技芸

名 称	保存団体	所 在 地
川崎大師引声念仏・双盤念仏	川崎大師双盤講	川崎市川崎区大師町4番48号